京都市東部山間埋立処分地　現場技術業務
(ダム管理)委託
仕　様　書

令和８年９月

京都市環境政策局

京都市東部山間埋立処分地　現場技術業務（ダム管理）委託　仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所
（担当：濱田、岩城　電話 572-8465）

第１章　一般事項

第１条（適　　用）

１　本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）に発注する京都市東部山間埋立処分地の音羽ダム、治水利水ダム及び関連施設に係る現場技術業務（ダム管理）に適用する。

２　業務委託契約書及び契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

３　契約図書、図面等又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、乙は、監督員に確認して指示を受けなければならない。

第２条(用語の定義)

１　「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、乙又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、本仕様書第５条に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。

２　「検査員」とは、業務の完了検査に当たって、契約書第４条の規定に基づき、検査を行う者をいう。

３　「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者で、本仕様書第６条の規定に基づき、乙が定めた者をいう。

４　「現場技術員」とは、乙が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）で、本仕様書第７条の規定に基づき、乙が定めた者をいう。

５　「指示」とは、監督員が乙に対し、業務の遂行上必要な事項について書面で示し、実施させることをいう。

６　「承諾」とは、乙が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

７　「協議」とは、書面により、契約図書の協議事項について、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

８　「報告」とは、乙が監督員に対し、業務の遂行に係る事項について、書面で知らせることをいう。

９　「申出」とは、乙が契約内容の履行あるいは変更に関し、甲に対して書面をもって同意を求めることをいう。

１０　「提出」とは、乙が監督員に対し、業務に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

１１　「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

１２　「連絡」とは、監督者と受注者の間で、契約書第２条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどによりお互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

１３　「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

１４　「打合せ」とは、現場技術業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督員が面談により、業務の方針及び条件の疑義を正すことをいう。

１５　「修補」とは、甲が検査時に乙の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に乙が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

１６　「契約図書」とは、契約書及び仕様書等をいう。

第３条（乙の責務）

乙は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第４条（資料の貸与及び返却）

１　監督員は、契約図書に定める図書及びその他関係資料を乙に貸与するものとする。

２　乙は、貸与された図面及び関係資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。

３　乙は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、乙の責任と費用負担において修復するものとする。

４　乙は、契約図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第５条（監督員）

１　甲は、本業務における監督員を定め、乙に通知するものとする。

２　監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾及び協議の職務を行うものとする。

３　第１項の規定により、甲が監督員を置いたときは、指示は、監督員を経由して

行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

4　監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が乙に対し口頭による指示等を行った場合には、乙は、その口頭による指示等に従うものとする。

また、監督員は、その口頭による指示等を行った後、７日以内に書面で乙に指示するものとする。

第６条（管理技術者）

1　乙は、本業務における管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

2　管理技術者は契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3　管理技術者は、次の表１に掲げるいずれかの資格を有する技術者でなければならない。

表１　管理技術者の資格

資　　格	技術部門 （専門技術部門）	選択科目
技　術　士	総合技術監理	建設－河川、砂防及び海岸・海洋
		衛生工学－廃棄物・資源循環
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋
	衛生工学	廃棄物・資源循環
ｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ ﾏﾈｰｼﾞｬ（RCCM）	河川、砂防及び 海岸・海洋	―

4　外国資格を有する技術者については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定を受けていること。

5　管理技術者に委任できる権限は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

ただし、委託料の変更、請求及び受領、履行期間の変更及び契約の解除に係る権限を除く。

また、甲に書面で報告した場合、乙は、管理技術者に委任できる権限を制限することができる。

なお、書面による報告がない場合は、管理技術者は乙の一切の権限を有するものとし、甲及び監督員は管理技術者に対して指示を行えば足りるものとする。

6　管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

7　管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とす

るものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第７条（現場技術員）

１　乙は、業務の実施にあたって現場技術員を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものをする。（管理技術者と兼務するものを除く）

２　現場技術員に従事する者のうち、少なくとも１名はダム管理技士の資格を有すること。

３　現場技術員は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

４　現場技術員は、適切な人員配置とすること。

第８条（提出書類）

乙は、次の各号に掲げる関係書類を監督員を経て甲に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、委託料に係る請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

また、各号に掲げる提出書類の様式が定められていないものは、乙において様式を定めるものとする。

ただし、甲がその様式を指示した場合には、これに従うこと。

１　契約締結後、着手前

⑴ 管理技術者通知書　（様式１）

⑵ 管理技術者経歴書　（様式２）

⑶ 現場技術員通知書　（様式３）

⑷ 現場技術員経歴書　（様式４）

⑸ 連絡体制表　（通常、非常時の緊急連絡先を含む）

⑹ 資格免許証等の写し

⑺ 業務計画書（契約図書に基づき次の各号の事項を記載するものとする）

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程

エ 業務組織計画

オ 打合せ計画

カ 成果品の品質を確保するための計画

キ 成果品の内容及び部数

ク 使用する主な図書及び基準

ケ 使用する主な機器

コ その他

⑻ 再委託承諾申請書（様式５）（契約書第１１条による承認を得る場合）

２　履行中

管理日報、月報等（仕様書第２２条第２～第５項の規定による成果物）

３　完了時

⑴ 報告書（仕様書第２２条第６項の規定による成果物）

⑵ 業務完了届　　（様式６）

⑶ 請求書　　（様式７）

⑷ その他

乙は、本委託契約履行において、諸経費等に含まれる内容を本市が調査をする場合、及び本市が求める場合には必要書類の提出に協力すること。

４　その他

乙は、契約時又は変更時において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメールを送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当 技術者の登録は８名までとする。）。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

第９条（打合せ等）

１　業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

また、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容について必要に応じて打合記録簿を作成するものとする。

２　業務着手時及び契約図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

３　業務着手時の打合せにて、乙は事前に音羽ダム、治水利水ダム、及びその他施設の構造・施工状況を把握したうえで、業務計画について打合せを行うものとする。

4　管理技術者は、定期的に業務報告を取りまとめ、中間打合せを年４回行い報告し、今後の実施業務内容についても協議するものとする。

ただし、原則として報告には現場技術員も立ち会うこと。

5　管理技術者は、契約図書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第１０条（成果物の提出）

1　乙は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果物（第２２条第６項）を提出するものとする。

2　乙が成果物において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。

3　乙は、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和６年３月）」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを報告書として、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）１部提出するとともに、製本版[報告書（簡易製本）]２部を提出するものとする。要領で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

乙は、報告書の提出の際に電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出すること。

第１１条（業務管理）

1　乙の勤務日は、月曜から金曜まで（祝祭日含む）とし、勤務時間は８時３０分から１７時１５分までとする。

また、乙は、災害時において甲から要請があった場合、勤務時間外であっても本業務の一環として、夜間・休日勤務等、その要請に応じるものとする。

2　現場技術員は、業務開始前に総合管理事務所に立ち寄り、本市監督員に始業の旨を告げ入場カードを受取り、業務用専用車にて入場すること。

3　終業時は、総合管理事務所にて本市監督員に終業の旨を告げ、日報の提出、別に報告の必要があるときは書面にて報告を行い、入場カードを返却し、所定の位置に業務用専用車を駐車して退出すること。

4　資格又は免許を必要とする業務については、有資格者をもってこれに従事させること。

5　委託業務上の安全管理及び災害予防に関しては、万全を期すよう留意すること。

第１２条（施設の使用）

1　乙は、本業務の履行のために、甲の所有するダムサイト管理事務所３階事務所の全室、及び仮設事務所を無償で使用することができる。

なお、使用に当たっては、次のことを遵守すること。

⑴　乙は、ダム堤体内もしくは付随する設備、ダムサイト管理事務所３階事務所に設置している観測機器の全部又は一部が滅失又は棄損したときは、ただちに応急的な措置を構ずると共に次に掲げる事項を速やかに甲に報告しなければならない。

ア　当該設備・機器の名称及び数量

イ　滅失又は棄損の原因

ウ　被災の程度及び復旧の見込額

エ　応急措置の概要

⑵　施設の防犯に努めること。

⑶　施設を使用する甲の職員及び他の請負者等と協力し円滑な管理運営に努めること。

⑷　省資源、省エネルギーに努めること。

⑸　埋立事業管理事務所内において、業務に関係のない使用を禁止する。

第１３条（物品の調達等）

委託業務に必要な本施設の設備、機器、事務所光熱水に要する費用以外の以下の機材及び物品等については、必要に応じて、乙の負担にて調達すること。

１　作業服、安全帽、安全靴、手袋等の被服

２　事務用品費、事務用 PC、通信機器費

３　通信費（インターネット、電話等）

４　業務専用車両の経費及び燃料費

５　その他

第１４条（安全衛生）

１　乙は、本業務に関して一切の責任を負うものとし、事故等が発生しないよう使用人等に対し安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

また、本業務の履行中において、乙の使用人等が負傷、その他の損害を受けても、甲はその責を負わないものとする。

２　安全衛生については、以下の項目を遵守すること。

⑴　労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じ、労働災害等の発生防止に努めること。

⑵　作業に応じた服装及び保護具を着用し、常に清潔にして安全に万全を期すること。

⑶　電気、薬品類、毒性ガス、可燃性ガス等に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置割当を行い、危険防止に努めること。

(4)　乙は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

3　他の工事等と作業が隣接又は交錯する場合は、常に相互協調して安全管理に支障がないように必要な処置を講ずること。

4　乙は、屋外で行う業務の実施に当たっては、自然災害に対して常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

また、災害発生時においては第三者及び使用者等の安全確保に努めなければならない。

5　乙は、事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、事故報告書を速やかに監督員に提出し、その応急対策を講じること。なお、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

第１５条（機密の保持）

1　乙は、契約書第１条第２項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2　乙は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りではない。

3　乙は、当該業務に関して甲から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。

4　取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。

第１６条（委託料の支払い）

1　本業務契約における前払金の支払は行わないものとする。

2　委託料について、甲は四半期ごとに、既済部分の代価に相当する額を支払うものとする。

3　乙は、委託業務の実施に先立ち、前項で示す期間ごとに、乙が実施する業務及びその経費を示した内訳書を甲に提出するものとする。

4　乙は、業務の日程等の変更に伴い、内訳書に変更が生じる場合は、速やかに変更した内訳書を甲に提出しなければならない。

第１７条（臨機の措置）

1　乙は、災害防止のため必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

2　監督員は、自然災害その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことのできない事由に伴い、成果品の品質及び履行期間の遵

守に重大な影響があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第１８条（その他）

１　第三者との事故、紛争等が発生した場合は、経緯等を甲に報告したうえで、乙の責任により誠意をもって解決に当たること。

２　本業務の履行に関して本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた点等については、その都度、甲と協議のうえで決定するものとする。

３　乙は、使用施設及びダムサイト管理事務所、仮設事務所の整理整頓に努め、適時構内の清掃等を行い、常に清潔さと快適さを保つように努めること。

第２章　現場技術業務（ダム管理）

第１９条（業務概要）

本委託は、甲の東部山間埋立処分地において、準用河川山科音羽川に設置された音羽ダム、治水利水ダム及び関連施設について、河川法及び「京都市準用河川に設置する構造物の基準に関する条例」に準じて、日常監視・点検等の維持管理業務の実施と維持管理業務で得られた結果の取りまとめを目的とするものである。

第２０条（履行場所）

１　所在地　　京都市伏見区醍醐上山田１番他地内（別紙１）

２　名　称　　京都市東部山間埋立処分地　音羽ダム・治水利水ダム及び関連施設

第２１条（履行期間）

委託期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

第２２条（委託内容）

１　ダム管理業務に係る諸要件（別紙２～５）

⑴　ダム諸元

ダムの主な諸元については、次の「表２　ダム諸元表」に示す。

表２　ダム諸元表

音羽ダム(埋立構造物)			治水利水ダム		
流域及び埋立処分場	流域面積	１２７．０ha	流域及び貯水池	流域面積	３０．２ha
	埋立面積	２４．０ha		湛水面積	１．２ha
	埋立容量	４，５００，０００m3		総貯水量	１１２，０００m3
	埋立処分方法	サンドイッチ工法		有効貯水容量	１０６，０００m3
		表面覆土		洪水調整容量	４９，０００m3
		ブロック埋立工法		不特定利水容量	５７，０００m3
	埋立対象物	焼却残灰		計画堆砂量	６，０００m3
		土砂、がれき等不燃物			
ダム本体	形式	重力式コンクリートダム	ダム本体	形式	重力式コンクリートダム
	ダム高さ	６８m		ダム高さ	３５m
	堤頂長	１９２m		堤頂長	８０m
	ダム天端標高	ＥＬ３７０．０m		ダム天端標高	ＥＬ４６８．０m
	ダム基礎標高	ＥＬ３０２．０m		ダム基礎標高	ＥＬ４３３．０m
	堤体積	１６７，０００m3		堤体積	１９，９００m3

	上流面勾配	１：０．５９		上流面勾配	上部／鉛直 フィレット部／1：0．２５
	下流面勾配	１：０．２９		下流面勾配	１：０．７５

⑵ 管理技術者及び現場技術員の資格

ア　管理技術者　（仕様書第６条の規定による資格）

イ　現場技術員　（仕様書第７条の規定による資格）

ａ　現場技術員は同規模の施設における１年以上の管理経験者を配置すること。

ｂ　現場技術員は乙の社員から選任することとし、パソコン操作の技量（情報処理技術者試験制度のＩＴパスポート程度）を有すること。

ｃ　現場技術員は普通自動車免許を有すること。

⑶ 管理技術者及び現場技術員の業務

ア　管理技術者

管理技術者は、本委託業務全般について指揮監督を行い、本仕様書第９条に定める事項を実施すること。

イ　現場技術員

現場技術員は、複数配置することとし、本仕様書第２２条第２項以降に記載の業務を行うこととするが、その月勤務日数は通年（１２箇月）にわたり、各々１９．５日（／月）以上とする。

⑷　業務用専用車

ア　乙は、ダム管理業務に使用するための業務用専用車を担当する各々の現場技術員用に複数台用意すること。

なお、個人所有の自家用車での入場は認めない。

イ　業務用専用車において埋立事業管理事務所内を通行する場合には、ヘッドライトを常時点灯し、他の通行車両から目立つ位置に黄色または橙色の回転灯を取付け、点灯の上通行すること。

また、所内の制限速度（時速３０キロメートル）を順守し、安全運転に努めること。

ウ　業務用専用車には、本委託業務名及び受託業者（乙）名を記入した札等を車内に置き、車外から確認が行えるようにすること。

エ　東部山間埋立処分地は山間に位置するため、冬季の降雪にも対応できる車両とすること。

なお、タイヤチェーンの使用は認めない。

オ　処分地内の入退場は一方通行を厳守し、退出時は必ず洗車場でタイヤを洗浄すること。

カ　新奈良街道の交差点から当敷地へ進入及び退出する場合は左折で走行すること。

キ　業務用専用車に係る燃料、整備維持、車検等に要する経費は乙の負担とする。

⑸　水質検査等の機器、及び管理日報等作成のためのＰＣについて

ア　乙は、仕様書第２章２２条第２項の業務に要する水質測定機器を用意すること。

また、当該観測機器に係る校正液、消耗部品等は乙が負担するものとし、常時適正な測定値が得られるよう管理すること。

イ　電気伝導率の測定については、その測定範囲を「０．１mS／ｍ～１０S／ｍ」程度のものとし、セル定数（J）は「２５０」程度のものを用いること。

ウ　水素イオン指数（ｐH）の測定については、その測定範囲を 「０．００～１４．００」程度のものを用いて測定するものとする。

エ　管理日報等の作成のために使用するＰＣ（パソコン）、プリンタ等の機器、及びそれらの消耗品については乙の負担により用意すること。

また、それら機器について適切にウィルス管理を行うこと。

２　治水利水ダムの管理業務

治水利水ダムは、準用河川山科音羽川流域に含まれる埋立処分地の最上流に位置しており、上流域の雨水が埋立処分地内に侵入することを防ぐと共に、事業期間中の山科音羽川流域の流域面積の減少による渇水期の水量を確保することを目的に設置されている。

⑴　ダム操作

ダムの放流は、放流による水質改善及び超過洪水に備え、「常時満水位（４６０．５０ｍ）－１ｍ」より低い水位を維持するよう適切に放流を行なう。また、降雨状況等により、下流域の水量確保のための放流を実施する場合がある。

⑵　放流操作

放流操作は、４箇所ある取水ゲート開閉バルブの開度を調整することにより行うものとするが、貯水池の水質改善と開閉操作の点検を目的に、季節による温度躍層の形成特性を踏まえて、開放する取水ゲート、その開度、放流時期及び放流期間は監督員との協議により決定するものとし、その指示に従うこととする。

治水利水ダムの取水ゲートの開閉については、年間計画を立てること。

実施例. 5、6 月は No.1 ゲート、7、8 月は No.2 ゲート、9、10 月は No.3 ゲート
それ以外の月は No.4 ゲートをそれぞれ全開（その他は全閉）

⑶　ダム監視

治水利水ダムの監視業務については、「表３　治水利水ダム監視業務」の内容と頻度に従い実施すること。

表３　治水利水ダム監視業務

施設名	管理項目	作業内容(計測項目)	作業方法(計測方法)	頻度
治水利水ダム	流水管理	貯水位	自動観測記録と現地を確認	１回／日
		貯水容量	貯水位より算出	１回／日
		注１）利水バルブ放流操作（開度・放流時間）	現地バルブ及び遠隔操作	随時
		放流状況等確認	現地及びカメラ確認	随時
	施設管理	漏水量計測(三角堰)	自動計測と現地を確認	１回／週
		漏水量計測(各孔：１１孔)	現地計測（１か所おきに２日間で）	１回／３箇月
		揚圧力計測(各孔：１１孔)	現地計測（１か所おきに２日間で）	１回／３箇月
		堤体クラック、ジョイント変位計測	現地計測（クラック幅）とスケッチ、コメント	１回／１箇月
		周辺法面確認	目視確認	１回／日
	環境(水質)管理	貯水池水質（水温、水素イオン指数、電気伝導度）	現地計測	２回／週
		貯水池の濁り、水色(目視)	目視確認	１回／日

注１）治水利水ダムのバルブ操作については、ダム管理技士の有資格者により行うこと。

⑷　データ整理

次に示す様式等に前号の実施結果を記入し、ア、イについては、実施日当日の業務終了時に、ウ、エについては適切な時期に監督員に提出すること。

ア　治水利水ダム管理日報Ⅰ　（様式８）

イ　治水利水ダム管理日報Ⅱ　（様式９）

ウ　治水利水ダム管理月報　（様式１０・１１）＊四半期ごとに3箇月分提出

エ　治水利水ダム放流日誌　（様式１２）＊放流時に作成し提出

オ　治水貯水位観測月報　（様式１３）＊月初ごとに提出

３　音羽ダム（埋立貯留構造物）の管理業務

音羽ダムは、東部山間埋立処分地において焼却灰等を埋立貯留することを目的に設置されている。

⑴　ダム監視

音羽ダム（埋立貯留構造物）の監視業務については、「表４　音羽ダム監視業務」の内容と頻度に従い実施すること。

表４　音羽ダム監視業務

施設名	管理項目	作業内容(計測項目)	作業方法(計測方法)	頻度
音羽ダム	気象データ	気　温	自動観測記録の確認	１回／日
		雨　量	自動観測記録の確認	１回／日
	浸出水	貯水位	自動観測記録の確認	１回／日
		貯水容量	貯水位より算出	１回／日
	施設管理	漏水量計測(三角堰)	自動計測と現地を確認	１回／日
		漏水量計測(８－１)	現地計測	２回／週
		漏水量計測(８－２)	現地計測	２回／週
		漏水量計測(８－３)	現地計測	２回／週
		漏水量計測(各孔：１４孔)	現地計測 (１か所おきに２日間で)	１回／３箇月
		揚圧力計測(各孔：１４孔)	現地計測 (１か所おきに２日間で)	１回／３箇月
		堤体変位	自動観測記録の確認	１回／日
		堤体クラック計測	現地計測 (クラック幅)とスケッチ、コメント	１回／１箇月
		周辺法面確認	目視確認	１回／日
		間隙水圧	自動観測記録の確認	１回／日
		閉塞バルブ室	バルブ開閉操作の確認	１回／１箇月
	環境(水質)管理	浸出水(取水管出口)水質 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	現地計測	２回／週
		監査廊内漏水水質① 三角堰 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	現地計測	２回／週
		監査廊内漏水水質② 孔間透水試験孔 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	現地計測	２回／週
		監査廊内漏水水質③ 河床８BL(3孔) (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	現地計測	２回／週
		監査廊内漏水水質④ 監査廊仮排水クラック漏水 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	現地計測	２回／週

⑵　データ整理

次に示す様式等に前号の実施結果を記入し、ア、イについては、実施日当日の業務終了時に、ウ、エについては適切な時期に監督員に提出すること。

ア　音羽ダム管理日報Ⅰ　　（様式１４）

イ　音羽ダム管理日報Ⅱ　　（様式１５）

ウ　音羽ダム管理月報　　（様式１６）　＊四半期ごとに３箇月分提出

エ　埋立漏水量計観測月報（様式１７・１８）＊月初ごとに提出

4 観測設備の管理

観測設備の管理項目および作業内容・作業方法・頻度を表５に示す。

表５　観測設備の管理業務

設備名	管理項目	作業内容(計測項目)	作業方法(計測方法)	頻度
ダム監視室内機器	放流ゲート操作盤	操作盤による確認	操作による目視確認	１回／日
	CCTV監視制御装置	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	CCTV監視制御装置 モニター操作卓	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	入出力盤	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	気象観測変換器盤	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	音羽ダム変換器盤	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	堤体内ガス警報装置	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	地震観測情報処理装置	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
気象観測装置	気象観測器用変換器盤	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	風向風速計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	温度計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	湿度計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	蒸発量計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	雨量計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
CCTV機器	CCTV制御盤(送信架)	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	ﾌﾟﾘｾｯﾄ式旋回装置 付きカメラ	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	ﾌﾟﾘｾｯﾄ制御装置	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	照明装置	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
治水・利水ダム機器	入出力盤	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	放流ゲート (φ100、緊急φ250)	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	堤体内水量計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	ブルドン管揚圧力計	現地確認	操作による目視確認	１回／３箇月
音羽ダム機器	堤体変位計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	堤体内温度計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	堤体内漏水計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	ブルドン管揚圧力計	現地確認	操作による目視確認	１回／３箇月
	間隙水圧計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日

	堤体内ガス警報装置	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	地震計	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	堤体内漏水排水設備	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	監査廊内換気設備	現地確認	操作による目視確認	１回／日
地下水観測機器及び排水設備	水位・水質観測機器	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	観測弁等排水設備	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
	排水設備制御盤	操作盤・モニターによる確認	操作による目視確認	１回／日
周辺水路流量観測設備	流量観測設備	現地確認	目視確認	１回／日
	流量観測機器収納盤	現地確認	目視確認	１回／日
桜の馬場下流流量観測設備	流量観測設備	操作盤・モニター及び現地による確認	目視確認	１回／日（現地確認は１回／週）
	流量観測機器収納盤	操作盤・モニター及び現地による確認	目視確認	１回／日（現地確認は１回／週）

観測設備の管理業務については、「表５　観測設備の管理業務」の内容と頻度に従い実施すること。

また、その際の特記事項については、様式８・９、もしくは様式１４・１５の「その他特記事項」欄に記載の上、監督員に報告すること。

⑴　ダム管理機器については、日常的な管理上、機能維持のため各装置の清掃を状況に応じて実施すること。

⑵　音羽ダムについては、換気扇が正常に働いていることを確認し、状況に応じて堤体内の除湿のため、監査廊の扉の開放等により換気に留意すること。

⑶　受変電設備の点検時、あるいは電力会社からの送電の停止等、停電となったときには、手順書に従い管理機器が正常に再稼働するよう復電作業を速やかに行い、観測データに欠測が生じないよう可能な限り努めること。

⑷　ダム堤体内の漏水排水設備等、あるいは観測した数値に異常が認められるときには、速やかに監督員に連絡すること。

⑸　地震発生時には、地震観測に係る情報を速やかに監督員に報告するとともに、観測日の業務終了時に観測記録を監督員に提出すること。

5　事業地内外施設管理及び環境管理

表６　事業地内外施設及び環境管理

設備名		管理項目	作業内容(計測項目)	頻度
事業地内	施設管理	周辺水路 及び付替水路管理	目視による状況監視 (必要に応じて現地清掃作業)	１回／日
		周辺法面管理	目視による状況管理	１回／日
	環境管理	１号雨水バイパス 上流・下流	現地計測 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	１回／週
		音羽ダム直下 周辺水路合流部	現地計測 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	２回／週
		接合桝Ｃ	現地計測 (水温、水素イオン指数、電気伝導率)	２回／週
事業地外	施設管理	桜の馬場下流 流量観測設備	目視による状況監視 (必要に応じて現地清掃作業)	１回／週

事業地内外の施設及び環境管理業務については、「表６　事業地内外施設及び環境管理」の内容と頻度に従い実施すること。

また、その際の特記事項については、様式８、もしくは様式１４の所定の欄に記載の上、監督員に報告すること。

6　報告書の作成

乙は、月毎の日常点検結果を月次報告として提出すること。

また、以下の各号に定める項目を取りまとめた、年間の点検結果等をダム管理年報として業務完了時に提出すること。

⑴ 気象・水象記録

本事業地における気温、降雨の観測記録と台風の発生状況（本州に上陸したものについては、その経路も含む。）と本事業地に与えた影響を年表等により取りまとめる。

⑵ ダムの操作記録等

日常及び洪水調節実施後におけるダム操作記録、「２ 治水利水ダムの管理業務」と「３　音羽ダム（埋立貯留構造物）の管理業務」により得た漏水量、揚圧力等の計測記録を年表等により取りまとめる。

なお、漏水量や用圧力等の計測記録は、ダムの貯水位や気象・水象等と関連付けて取りまとめるものとする。

⑶ 事故等の報告

水質、誤動作等に関する事故報告及び自然災害等による施設被災などの報告を取りまとめる。

⑷ 補修等記録

ダム及び周辺における点検、補修、更新の履歴を取りまとめる。

⑸ 貯水池等の状況

貯水池の水質、周辺の環境及び堆砂等の状況について取りまとめる。

⑹ 地震記録

京都府内（気象庁データ）で震度１以上を観測した地震と、本事業地内に設置している地震計で観測した地震の記録について取りまとめる。

⑺ 維持管理記録

本業務において事業地内で実施した、維持管理作業（清掃、除草等）の実施記録について取りまとめる。

⑻ 提出図書の整理方法

本業務の提出書類は、以下の方法で整理する。

ア　全てＡ４ファイル（分冊可）に保存し、表紙及び背表紙を貼付する。

イ　最初に提出資料（全体）の表紙を綴じる。

ウ　次に、業務着手前、点検整備着手前等の段階ごとに、仕切り、表紙、提出資料の順に綴じる。

様式１

令和　　年　　月　　日

管 理 技 術 者 通 知 書

京都市長　　様

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入）

受 注 者 住 所（　　）

氏 名（　　㊞）

令和　　年　　月　　日付をもって業務委託契約を締結した下記業務の管理技術者を定めましたので通知します。

１　業 務 名（　　）

２　業務場所（　　）

３　管理技術者（　　）

４　経 歴 書　　（別紙のとおり）

様式２

令和　　年　　月　　日

管 理 技 術 者 経 歴 書

１　氏名及び生年月日

氏　　名（　　）

生年月日（　　）

２　現　　住　　所

３　最　終　学　歴

４　法令による免許等

５　職　　歴

期　　間	内　　容
（　　年　　月～　　年　　月・	）
（　　年　　月～　　年　　月・	）
（　　年　　月～　　年　　月・	）

上記のとおり相違ありません。

本人氏名　　㊞

注）・職歴については、担当した業務経歴を記入すること。

・法令による資格免許等は、名称、等級、種別及び登録番号を記載すること。

様式３

令和　　年　　月　　日

現 場 技 術 員 通 知 書

京都市長　　様

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入）

受 注 者 住 所（　　）

氏 名（　　㊞）

令和　　年　　月　　日付けをもって業務委託契約を締結した下記業務の現場技術員を定めましたので通知します。

１　業 務 名（　　）

２　業務場所（　　）

３　現場技術員（　　）

４　経 歴 書　　（別紙のとおり）

様式４

令和　　年　　月　　日

現 場 技 術 員 経 歴 書

１　氏名及び生年月日

氏　　名（　　）

生年月日（　　）

２　現　　住　　所

３　最　終　学　歴

４　法令による免許等

５　職　　歴

期　　間	内　　容
（　　年　　月～　　年　　月・	）
（　　年　　月～　　年　　月・	）
（　　年　　月～　　年　　月・	）

上記のとおり相違ありません。

本人氏名　　㊞

注）・職歴については、担当した業務経歴を記入すること。

・法令による資格免許等は、名称、等級、種別及び登録番号を記載すること。

様式５

再委託承諾申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先　京都市長）

住所
商号（法人の場合は名称）
氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）㊞

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

１　契約件名

２　再委託の内容

３　再委託の相手方

⑴ 商号又は名称

⑵ 氏名又は代表者の職・氏名

⑶ 所在地

⑷ 電話番号

⑸ 再委託予定金額

様式６

業　務　完　了　届

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委託業務等名

履　行　場　所

履　行　期　間

委　　託　　料

完 了 年 月 日

様式７

請　求　書

請求書番号

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

※　金額の先頭に「￥」等を記入してください。

（宛先）京都市長又は京都市区長

請求日	年　月　日

請求者	住所 氏名　㊞

※　法人・団体の場合は，所在地，法人・団体の名称，請求権限のある方（代表取締役，理事長，委任を受けた支店長等）の職名・氏名を記入し，原則として法人・団体の名称や職名が刻印された請求印を押してください。

請求の概要	

請求の内訳	品名，寸法形状，業務内容等	単価及び数量・単位		金　額	備　考

税抜き合計		←端数処理前
税込み請求金額		←1円未満切捨て

［税率が通常と異なる場合］
□　税率改定前取引のため旧税率適用
□　経過措置により旧税率適用
□　軽減税率適用

※　「請求の内訳」の欄が足りない場合は，別紙を付けてください。
※　内税・非課税等の場合は，「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座

□　登録済みの口座（1口座のみ登録）→以下記入不要です。
□　登録済みの口座（複数口座を登録）のうち，下記の口座→口座番号まで記入してください。
□　登録していない下記の口座→全て記入してください。

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
		□　普通（総合） □　当座 □　貯蓄 □　その他	

口座名義（フリガナ）	
口座名義（漢字等）	

※　原則として，請求者の名義の口座を記入してください。
※　ゆうちょ銀行の場合は，振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

様式８

治水利水ダム管理日報Ⅰ

係長	係員

観測・記録者						
天候		日雨量	mm	気温	℃	
日時			計測時刻	時～	時まで	
貯水位		利水満水から-460.5m	貯水池容量		（堆砂量含む）	

	各バルブ	バルブ操作時刻 開始時間	バルブ操作時刻 終了時間	バルブ開度	放流量（ﾘｯﾄﾙ/分）	その他事項
放流操作等	取水バルブNo.1					
	取水バルブNo.2					
	取水バルブNo.3					
	取水バルブNo.4					
	①放流バルブφ100					
	②放流バルブφ100					
	①放流バルブφ250					緊急用

漏水量	ﾘｯﾄﾙ/分	本川・4号沢合流部計測時刻	－	

計測項目／計測位置	流下量（ﾘｯﾄﾙ/分）	水温(℃)	水質 水素イオン濃度(pH)	水質 電気伝導度EC(ms/m)	その他事項
(A)治水利水ダム貯水池					
(B)本川土砂仮置場					
(C)4号沢部					
(C')土砂仮置場合流部					
(D)雨水バイパス(上流部)					
(E)雨水バイパス(下流部)					
(F)直下周辺水路合流部					

周辺状況	貯水池周辺	
	天端周辺	
	治水利水ダム下流域	

その他特記事項

様式９

治水利水ダム管理日報Ⅱ

係長	係員

観測・記録者							
日時				計測時刻	時～　　時まで		
揚圧力						クラック監視	
孔番		設置標高(m)	基礎標高(m)	測定値(MPa)	漏水個所※1	計測位置	測定値(mm)
左岸部	No.1					No.1(2BL通廊直角折れ部天端)	
	No.2					No.2(3BLクロスギャラリー上流側:右岸側壁～天端)	
	No.3						
	No.4					No.3(3BLクロスギャラリー下流側:左右連続)	
	No.5						
	No.6					No.4(4BL通廊上流側壁)	
	No.7					No.5(減勢工右岸側壁)	
	No.8					No.6(減勢工左岸側壁)	
	No.9						
河床部	No.10						
	No.11						
	No.12						
右岸部	No.13						
	No.14						
	No.15						
	No.16						
	No.17						
	No.18						
	No.19						
	No.20						
	No.21						

その他特記事項

※1漏水個所が有りならば「1」とし、滴下ならば「2」、漏水個所がなしならば「0」とする。

様式１０

年　月			治水・利水ダム				濁水量（t/分）	水温（℃）						水素イオン濃度pH						電気伝導度EC(mS/m)					
								雨水バイパス			雨水バイパス			雨水バイパス			雨水バイパス			雨水バイパス			雨水バイパス		
日付	天候	日雨量（mm）	気温（℃）	貯水位（EL.m）	貯水容量（m3）	バルブ開度（%）	放流量（t/分）	(A)貯水池	(D)1号土流部（防災調整池）	(E)1号下流部（調査バルブ室）	(F)貫羽ダム直下補助水路合流部	(A)貯水池	(D)1号土流部（防災調整池）	(E)1号下流部（調査バルブ室）	(F)貫羽ダム直下補助水路合流部	(A)貯水池	(D)1号土流部（防災調整池）	(E)1号下流部（調査バルブ室）	(F)貫羽ダム直下補助水路合流部	(A)貯水池	(D)1号土流部（防災調整池）	(E)1号下流部（調査バルブ室）	(F)貫羽ダム直下補助水路合流部		
							(A)三角堰																		
最小値																									
最大値																									
平均値																									

様式１１

年　　月

音羽ダム　揚圧力（MPa）

日付	3-1	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	6-3	7-1	7-2	7-3	8-1	8-2	8-3	9-1	9-2	9-3	10-1	10-2	10-3	11-1	11-2	12-1

注）揚圧力は1回/3ヶ月（4，7，10，1月に計測）

音羽ダム　間隙水圧(MPa)

日付	No.1	No.2	No.3	No.4

注）間隙水圧は1回/1ヶ月で自動計測の値を日報に記載（揚圧力計測日、クラック計測日）

音羽ダム　クラック計測(mm)

日付	仮排水路上流側 No.1	仮排水路上中流側 No.2	仮排水路中下流側 No.3	仮排水路下流 No.4	監査廊右岸部 R・1	右岸下流階段部 R・2	閉塞バルブ室階段 R・3	監査廊左岸部 L・1	監査廊左岸部 L・2	監査廊左岸部 L・3	左岸下流階段部 L・4
17日(月)											

注）クラックは1回/1ヶ月で現地実測

治水・利水ダム　揚圧力（MPa）

日付	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	No.19	No.20	No.21

注）揚圧力は1回/3ヶ月（4，7，10，1月に計測）

治水・利水ダム　クラック計測(mm)

日付	2BL天端直角折れ No.1	3BL上流天井 No.2	3BL下流側壁 No.3	3BL入口右岸側壁 No.4	減勢工右岸 No.5	減勢工左岸 No.6

注）クラックは1回/1ヶ月で現地実測

様式１２

治水利水ダム　放流日誌					No.
年　　月　　日					
放　流　目　的					
放　流　時　間	から		までの　0:00時間		
日　放　流　量		㎥／日			
単位時間放流量	放流初期	ℓ／min	放流末期	ℓ／min	
治水利水ダム水位	放流前水位	m	放流後水位	m	
バルブ開閉指示者	京都市環境局　（　　）				
開閉バルブ種別	（◎）利水放流ゲート		（　）緊急放流ゲート		
当初バルブ開度		%			
バルブ操作者	バルブ開操作者（　　）		バルブ閉操作者（　　）		
バルブ開度変更状況	①変更開度	%	⇒	%	
	変更放流量	ℓ／min	⇒	ℓ／min	
	開度変更時間				
	②変更開度	%	⇒	%	
	変更放流量	ℓ／min	⇒	ℓ／min	
	開度変更時間　—時—分				
	③変更開度	%	⇒	%	
	変更放流量	ℓ／min	⇒	ℓ／min	
	開度変更時間　—時—分				
日　降　水　量	連続降雨時間				
その他　特記事項					

時　　間	バルブ開度	放流量（㎥／hr）	備　　考
0 ～ 1			
1 ～ 2			
2 ～ 3			
3 ～ 4			
4 ～ 5			
5 ～ 6			
6 ～ 7			
7 ～ 8			
8 ～ 9			
9 ～10			
10 ～11			
11 ～12			
12 ～13			
13 ～14			
14 ～15			
15 ～16			
16 ～17			
17 ～18			
18 ～19			
19 ～20			
20 ～21			
21 ～22			
22 ～23			
23 ～24			
	日放流量	0.00	

様式１３

治水貯水位観測月報

P-7

観測年月日　時分	治水貯水位	CLW-1	CLW-2	音羽時間雨量	音羽日雨量	利水ゲート開度										
	貯水位 (EL.m)	漏水量 (L/min)	放流量 (L/min)	音羽雨量 (mm)	音羽雨量 (mm)	ゲート開度 (%)										
′01 09:00																
′02 09:00																
′03 09:00																
′04 09:00																
′05 09:00																
′06 09:00																
′07 09:00																
′08 09:00																
′09 09:00																
′10 09:00																
′11 09:00																
′12 09:00																
′13 09:00																
′14 09:00																
′15 09:00																
′16 09:00																
′17 09:00																
′18 09:00																
′19 09:00																
′20 09:00																
′21 09:00																
′22 09:00																
′23 09:00																
′24 09:00																
′25 09:00																
′26 09:00																
′27 09:00																
′28 09:00																
′29 09:00																
′30 09:00																
′31 09:00																
最大値 発生日時 最大値 データ																
最小値 発生日時 最小値 データ																
平　　均　　値																

様式１４

音羽ダム管理日報Ⅰ

係長	係員

観測・記録者					
天候		日雨量	mm	気温	℃
日時		計測時刻	時～		時まで
貯水位	m	貯水池容量		m3	
堤体変位計	X=	mm			
	Y=	mm			
漏水量（三角堰）	リットル/分				
浸出水貯留槽水位	m				

計測項目 / 計測位置	漏水量（リットル/分）	水温（℃）	水質 水素イオン濃度（pH）	水質 電気伝導度 EC(ms/m)	その他事項
(A)貯水池（区画堤～音羽ダム間）					
(B)区画堤上流部					
(C)通廊内（三角堰）					
(D)通廊内（孔間透水試験孔）					
(E)通廊内（基礎排水孔8-1）					
(F)通廊内（基礎排水孔8-2）					
(G)通廊内（基礎排水孔8-3）					
(H)通廊内（No.2堤内仮排水路上中流側）					
(Ⅰ)貯留槽下流観測井（左岸）					
(J)貯留槽下流観測井（中央）					
(K)貯留槽下流観測井（右岸）					
(L)接合桝C					

周辺状況	貯水池周辺	
	天端周辺	
	音羽ダム下流域	

その他特記事項

様式１５

音羽ダム管理日報Ⅱ

係長	係員

観測・記録者								
日時						計測時刻	時～　　時まで	
揚圧力						クラック監視		
孔番		設置標高(m)	基礎標高(m)	測定値(kgf/cm²)	漏水個所※1	計測位置	測定値	(mm)
左岸部	3-1	351.50	338.78			No.1(堤内仮排水路上流側)		
	4-1	342.00	328.50			No.2(堤内仮排水路上中流側)		
	4-2	340.60	326.60			No.3(堤内仮排水路中下流側)		
	5-1	336.00	322.50			No.4(堤内仮排水路下流)		
	5-2	331.40	318.70			R・1(監査廊右岸部)		
	5-3	326.80	314.70			R・2(右岸下流階段部)	－	
	6-1	325.10	311.10			R・3(閉塞バルブ室階段)		
	6-2	321.00	308.00			L・1(監査廊左岸部)		
	6-3	315.90	303.90			L・2(監査廊左岸部)		
	7-1	311.40	300.00			L・3(監査廊左岸部)		
	7-2	311.00	297.00			L・4(左岸下流階段部)	－	
	7-3	310.70	296.70			間隙水圧		
河床部	8-1	306.50	296.50			計測位置	測定値	(kgf/cm²)
	8-2	306.50	297.00			No.1		
	8-3	306.50	297.00			No.2		
右岸部	9-1	309.70	298.90			No.3		
	9-2	314.80	303.30			No.4		
	9-3	318.80	306.80					
	10-1	321.50	310.00					
	10-2	326.50	314.00					
	10-3	332.50	318.50					
	11-1	336.50	323.50					
	11-2	339.50	328.50					
	12-1	351.50	342.62					

その他特記事項

※1漏水個所が有りならば「1」とし、滴下ならば「2」、漏水個所がなしならば「0」とする。

様式１６

年　月				音羽ダム					湧水量（ℓ/分）				水温（℃）												水素イオン濃度pH												電気伝導度EC（mS/m）											
					堤体変位計				通路内				通路内								接合枡C				通路内							接合枡C					通路内							接合枡C			
									基礎排水孔				基礎排水孔												基礎排水孔												基礎排水孔											
日付	天候	日雨量（mm）	気温（℃）	貯水位（EL m）	貯水池容量（㎥）	X（mm）	Y（mm）		(C) 三角堰	(E) B-1	(F) B-2	(Q) B-3	(A) 浸出水（取水管）	(C) 三角堰	(D) 孔間透水試験孔	(E) B-1	(F) B-2	(Q) B-3	(H) No.2	(L) 接合枡C	(M1) 雨水排水路	(M2) 地下排水管				(A) 浸出水（取水管）	(C) 三角堰	(D) 孔間透水試験孔	(E) B-1	(F) B-2	(Q) B-3	(H) No.2	(L) 接合枡C	(M1) 雨水排水路	(M2) 地下排水管				(A) 浸出水（取水管）	(C) 三角堰	(D) 孔間透水試験孔	(E) B-1	(F) B-2	(Q) B-3	(H) No.2	(L) 接合枡C	(M1) 雨水排水路	(M2) 地下排水管	
最小値																																													
最大値																																													
平均値																																													

月間雨量　　/mm　　X(は上下流（+が下流方向）Yは左右岸（+が右岸方向）

様式１７

埋立漏水量計観測月報

P-1

観測年月日　時分	音羽貯水位 貯水位 (EL. m)	音羽日雨量 音羽雨量 (mm)	NP-X 堤体変位 (mm)	NP-Y 堤体変位 (mm)	L-1 漏水量 (L/min)	P-8-1 間隙水圧 (MPa)	P-8-2 間隙水圧 (MPa)	P-8-3 間隙水圧 (MPa)	P-8-4 間隙水圧 (MPa)	音羽外気温 外気温 (℃)						
/01 00:00																
/02 00:00																
/03 00:00																
/04 00:00																
/05 00:00																
/06 00:00																
/07 00:00																
/08 00:00																
/09 00:00																
/10 00:00																
/11 00:00																
/12 00:00																
/13 00:00																
/14 00:00																
/15 00:00																
/16 00:00																
/17 00:00																
/18 00:00																
/19 00:00																
/20 00:00																
/21 00:00																
/22 00:00																
/23 00:00																
/24 00:00																
/25 00:00																
/26 00:00																
/27 00:00																
/28 00:00																
/29 00:00																
/30 00:00																
/31 00:00																
最大値 発生日時 最大値 データ																
最小値 発生日時 最小値 データ																
平　均　値																

様式１８

埋立漏水量計観測月報

P-1

観測年月日　時分	音羽貯水位 貯水位 (EL. m)	音羽日雨量 音羽雨量 (mm)	NP-X 堤体変位 (mm)	NP-Y 堤体変位 (mm)	L-1 漏水量 (L/min)	P-8-1 間隙水圧 (MPa)	P-8-2 間隙水圧 (MPa)	P-8-3 間隙水圧 (MPa)	P-8-4 間隙水圧 (MPa)	音羽外気温 外気温 (℃)						
/01 09:00																
/02 09:00																
/03 09:00																
/04 09:00																
/05 09:00																
/06 09:00																
/07 09:00																
/08 09:00																
/09 09:00																
/10 09:00																
/11 09:00																
/12 09:00																
/13 09:00																
/14 09:00																
/15 09:00																
/16 09:00																
/17 09:00																
/18 09:00																
/19 09:00																
/20 09:00																
/21 09:00																
/22 09:00																
/23 09:00																
/24 09:00																
/25 09:00																
/26 09:00																
/27 09:00																
/28 09:00																
/29 09:00																
/30 09:00																
/31 09:00																
最大値 発生日時 最大値 データ																
最小値 発生日時 最小値 データ																
平　均　値																

別紙１

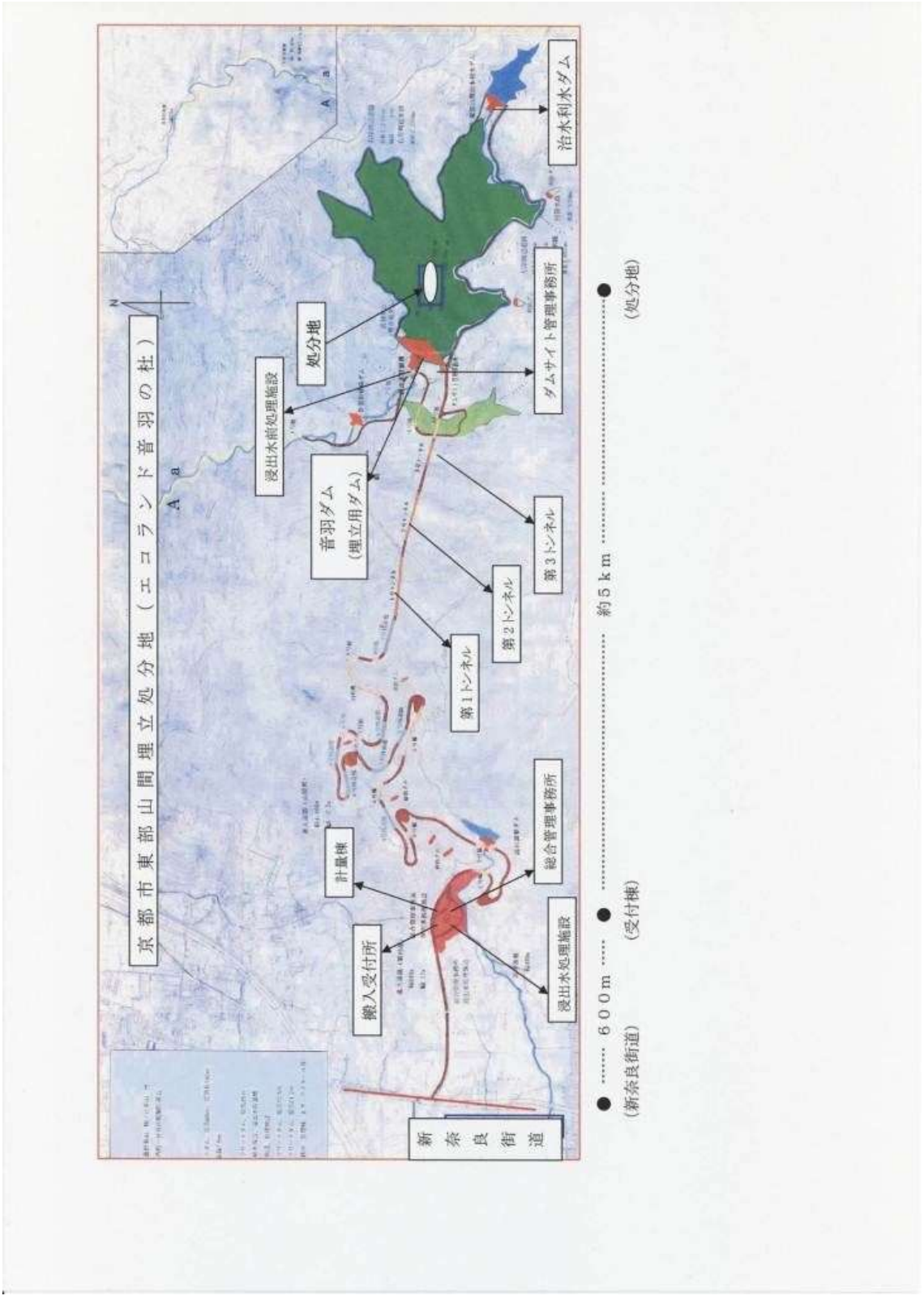
京都市東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）
新奈良街道
搬入受付所
計量棟
浸出水処理施設
総合管理事務所
第1トンネル
第2トンネル
第3トンネル
音羽ダム
（埋立用ダム）
浸出水前処理施設
処分地
ダムサイト管理事務所
治水利水ダム
約５ｋｍ
（新奈良街道）
６００ｍ
（受付棟）
（処分地）

別紙２

ダ ム の 構 造

埋立用ダム

平面図

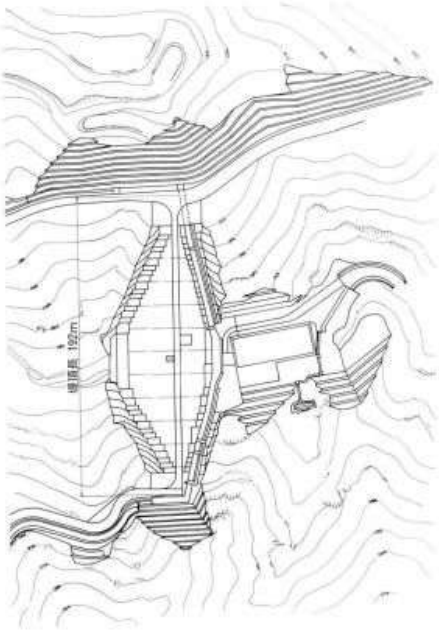

標準断面図

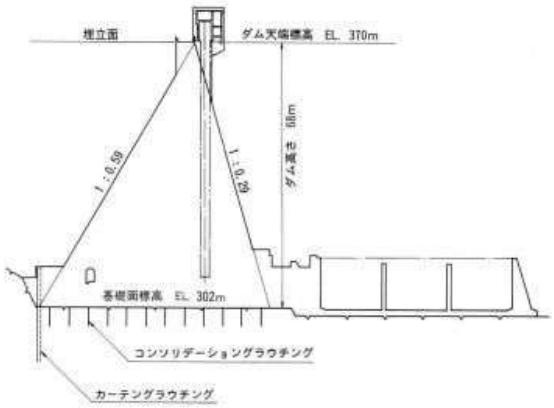

治水利水ダム

平面図

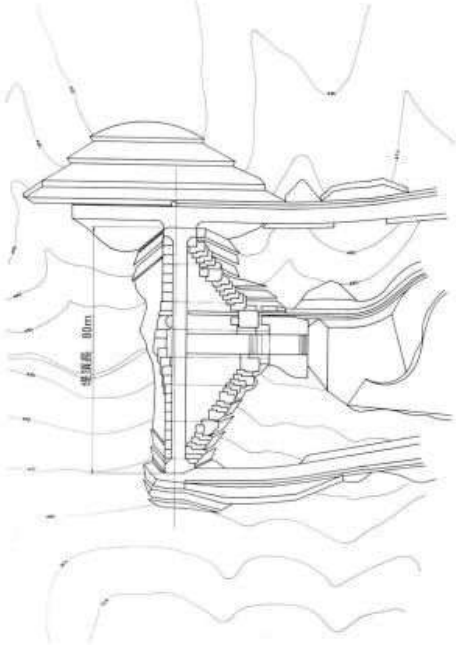

標準断面図

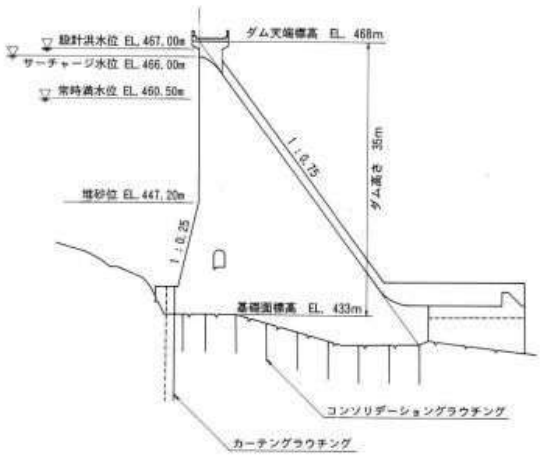

別紙３

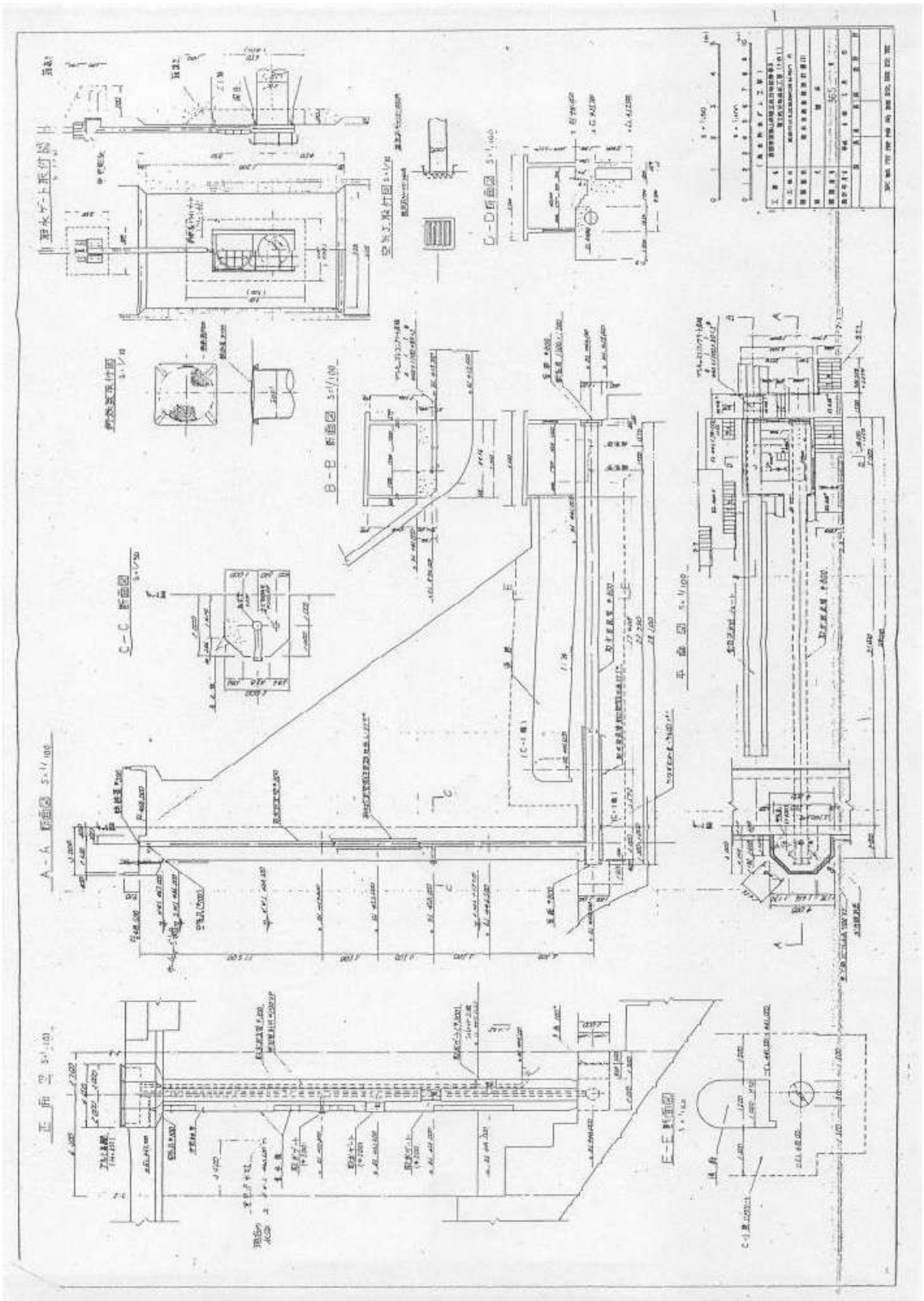

別紙４

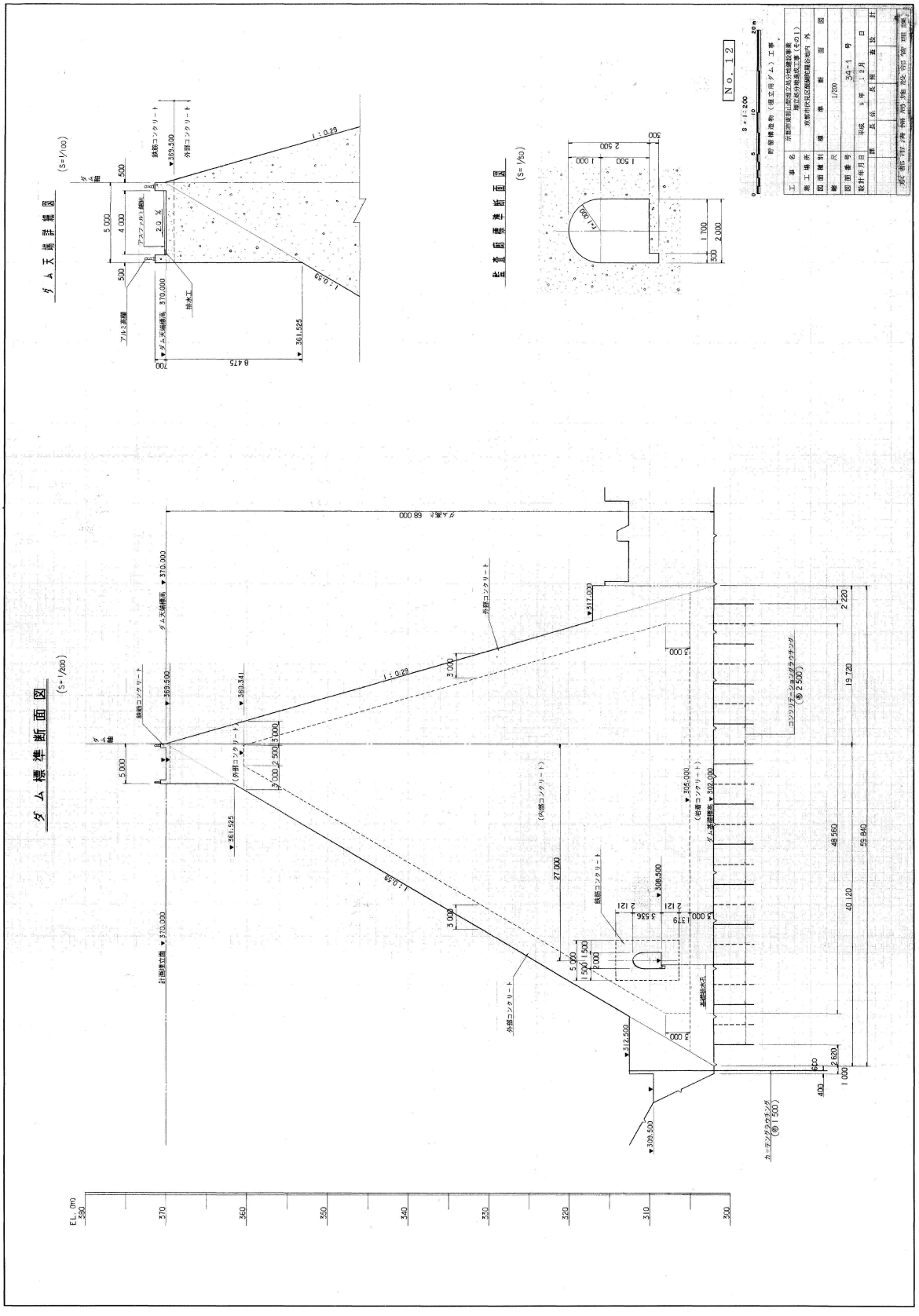
ダム標準断面図
(S=1/200)
ダム天端詳細図
(S=1/100)
監査廊標準断面図
(S=1/50)
No. 12
S=1:200
1:0.29
1:0.59
EL. (m)
380
370
360
350
340
330
320
310
300

別紙５

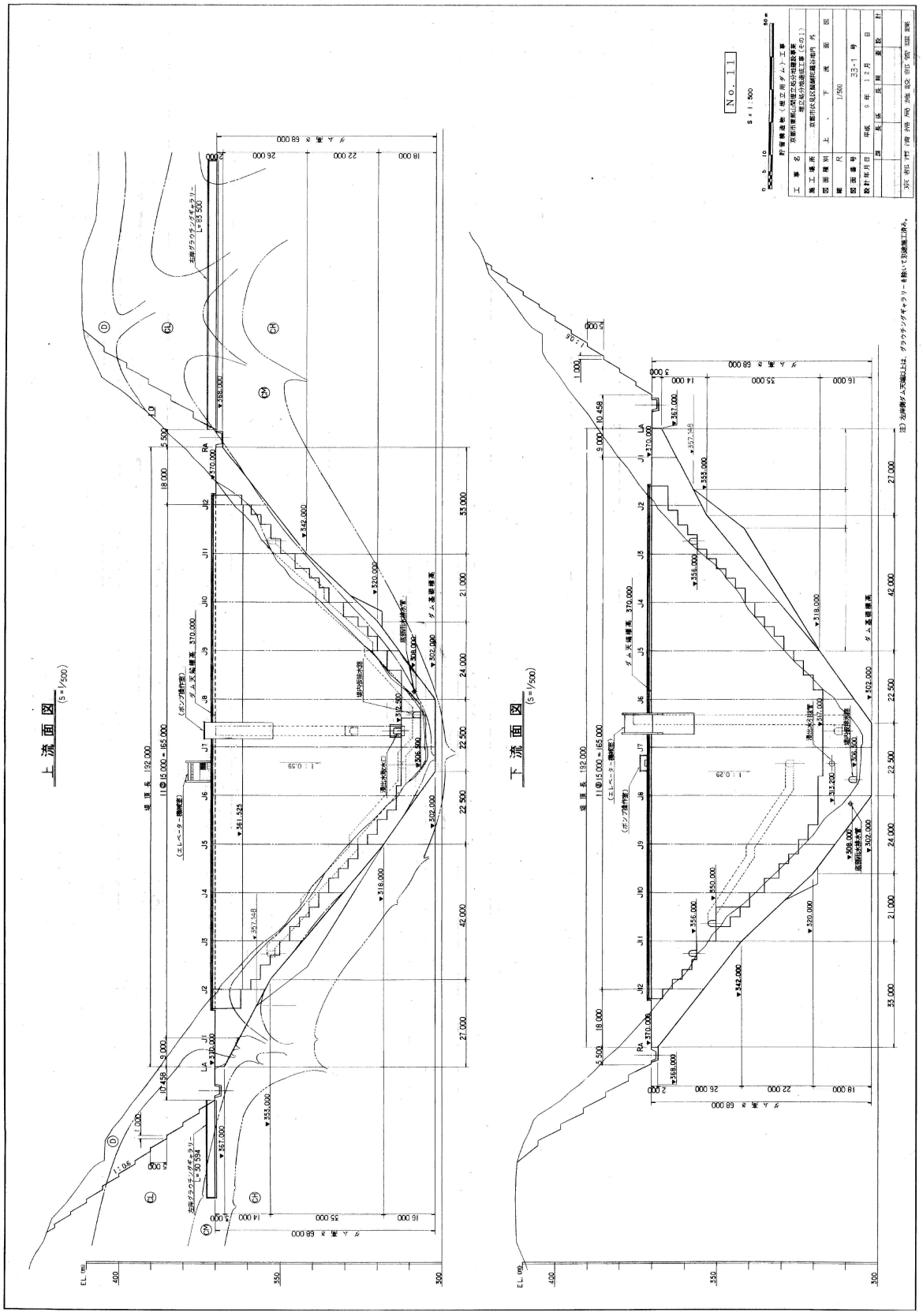
上流面図
(S=1/500)
下流面図
(S=1/500)
No. 11
S=1:500
堤頂長 192.000
11@15.000=165.000
ダム天端標高 370.000
ダム基礎標高 302.000
EL. (m)
400
350
300
ダム高 68.000
18.000
22.000
26.000
35.000
16.000
14.000
33.000
27.000
42.000
24.000
21.000
22.500
1:0.95
1:0.55
1:0.29
工事名 京都市京都区域ダム施設工事
施工場所 京都市京都区域地内
図面種別 上、下流面図
縮尺 1/500
図面番号 33-1 号
設計年月日 平成 9 年 12 月 日
設計 長谷 製図 長谷 照査 杉
京都市 河川 局 発注 第82-855 号 認可 年 月 日